

総務省行政相談センター
まくみみ長崎MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications令和8年3月23日
長崎行政監視行政相談センター
(所長：真鍋 政信)

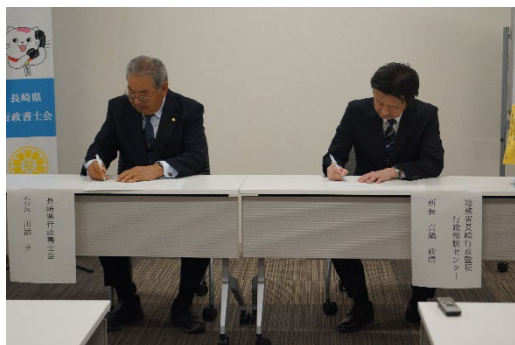
被災者支援に関する連携協定を締結

— 被災者に寄り添った相談対応を目指して —

総務省長崎行政監視行政相談センターは、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設します。

被災者の相談ニーズに円滑に対応するため、この度、**特別行政相談所への行政書士の派遣について、長崎県行政書士会と連携協定を締結**しました。

- 締結日 : 令和8年3月19日(木)
 - 場所 : 長崎県庁舎行政棟3階 312会議室(長崎市尾上町3-1)
 - 出席者 : 長崎県行政書士会 会長 川添 亨
長崎行政監視行政相談センター 所長 真鍋 政信
 - 連携事項 :
 - 長崎行政監視行政相談センターが開設する特別行政相談所に、長崎県行政書士会が会員を派遣
 - 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する相談に対応
 - 長崎県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
- ※ 特別行政相談所では、全ての相談に無料で対応



(連携協定書への署名)



(川添会長) (真鍋所長)

【お問合せ先】

担当：行政監視行政相談課長 岸原

電話：095-849-1101(代)

総務省では、災害発生時に、生活情報の提供や被災者からの相談に対応する「特別行政相談活動」を展開

生活支援ガイドブックの配布

生活支援の情報や窓口をまとめたガイドブックを作成。ホームページや役場、避難所などで配布

特別行政相談所の開設

公共施設や避難所などで、お問合せやお困りごとに無料で対応

総務省行政評価局、行政相談委員のほか、国の機関、自治体、土業団体が参加

災害専用ダイヤルの設置

発災直後から開設
どのような支援があるのか、
どこに相談すればよいか
などのご相談に通話料無料で対応

令和7年6月10日、総務省の管区行政評価局等は、災害対策基本法に基づく指定地方機関に指定されました。



このうち、特別行政相談所について、被災者の困りごとに迅速に対応するため、長崎県行政書士会と総務省長崎行政監視行政相談センターで以下のとおり連携を締結しました！

【協定に基づく連携事項】

- 長崎行政監視行政相談センターが開設する特別行政相談所に、長崎県行政書士会が会員を派遣
- 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する相談に対応
(相談例)
 - ・ 罹災証明書など各種証明書の交付申請に関すること
 - ・ 被災自動車の登録抹消など各種登録・抹消手続に関すること
 - ・ 各種支援金・給付金に関すること 等
- 長崎県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力

※ 特別行政相談所では、全ての相談に無料で対応しております。

(参考) 行政相談とは？

総務省の行政相談は、役所の仕事や手続、サービスに関するお困りごとについて、相談を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

